

資 料

梁啓超の連邦主義思想について

劉 迪

- 1 梁啓超の連邦主義観と彼の政治主張
 - 2 梁啓超の連邦主義に対する研究
 - 3 梁啓超の連邦主義思想の深層
- 結 び

梁啓超⁽¹⁾は近代中国の有名な改良主義政治家、憲法学者である。彼は連邦主義を研究した中国最初の学者の一人である⁽²⁾。にもかかわらず、今日まで彼の連邦主義思想についての専門研究は未だに見られない⁽³⁾。本稿では梁啓超の連邦主義思想について初歩的な考察をしてみたいと考えている。

-
- (1) 梁啓超（1873-1929）広東新会出身。1890年に康有為に師事。1897年長沙実務学堂総教習担当。1898年北京百日維新運動参加。失敗後日本逃亡。前後数種類の新聞雑誌創刊・主宰。中華民国初期、袁世凱政府司法総長就任。1916年反袁世凱蜂起参画。晩年清華大学教授など教職歴任。
 - (2) 1930年代に中国近代政治史研究者李劍農は、梁啓超の連邦制の研究を紹介した。李劍農『最近三十年中国政治史』（太平洋書店（上海）、1930年10月）462-463頁参照。
 - (3) 今まで出版された梁啓超伝記の一部には彼の連省自治運動の支持について記載があるが、その記載は断片的で、とても彼の連邦主義思想の全貌が窺えない。ただし、それは研究の手がかりとして重要であると思う。例えば(1)孟祥才『梁啓超傳』（北京出版社、1980年11月）(2)李喜所他『梁啓超傳』（人民出版社、1993年10月）(3)楊天宏他『新民之夢——梁啓超傳』（四川人民出版社、1995年7月）(4)董四礼『晚清巨人傳——梁啓超』（哈爾濱出版社、1996年3月）。

梁啓超研究の現状についての紹介は石雲艶「梁啓超に関する研究の現状と問題点」, 中国社会科学研究会編『東瀛求索』11号（2000年4月）193-204頁参考。

1 梁啓超の連邦主義思想観と彼の政治主張

梁啓超の連邦制に対する態度は肯定、否定、再肯定というさまざまな変化をしている。その過程は3つの段階に分けられる。

第1段階は清朝末期から1903年までである。この時期に梁啓超はルソーの直接民主主義のモデルに憧れていた。1901年11月から12月にかけて、彼は『清議報』⁽⁴⁾に「盧梭（ルソー）学案」を連載し、ルソーの政治学説と法律思想を紹介した。梁啓超はルソーの英国の立憲君主制政体に対する分析を引用したうえ、連邦政体の利点を推奨した⁽⁵⁾。

英国の立憲君主制政体下の権力分立構造について評価しているものの、ルソーは、その「代議制は多少自由の真義と外れている恐れがある」とも論じている。つまり国民が主権を行使できる日は投票日に限られている。それ以外の日はその権限を他人に委譲し、傍観者になってしまう。故に「真、善、美の政体ではない」⁽⁶⁾。梁啓超はルソーのこの見方を支持している。

ルソーの考えは以下のとおりである。大国はとても直接民主主義を実行できない。小国は勿論直接民主主義に有利であるが、大国に侵犯される恐れもある。この問題に対処するには、多くの小国が自ら連合して一つの大国になることである⁽⁷⁾。

ルソーは連邦制について更に重要なことを論述したいと言い残して亡くなった。その内容は不明であるが、梁は次のように推測した。ルソーの時代、連邦制のモデルはスイスである。ただし、ルソーによれば、スイス連邦はあまりに弱小で、隣国に侵略される恐れがあり、この形での共和制は強固とはいえない。仮に一大国がスイスに倣い、自ら幾つかの小国に分割して連邦制度を建設し、民主主義政治を実行するならば、その国は強大になり、人民は自由になるであろう。そうなれば、この国は必ず世界の模範になり、永遠に後世万国の模範となる⁽⁸⁾。

(4) 1898年12月日本横浜で創刊した改良派の中国語紙、旬刊。梁啓超は実際の編集長担当。1912年1月停刊。劉家林編『中国新聞通史（上）』（武漢大学出版社，1995年12月）193-194頁。

(5) 梁啓超「盧梭（ルソー）学案」『欽永室文集之六』（上海中華書局，1941年6月）109頁。

(6) 同上。

(7) 同上。

梁啓超は更に次のコメントを書き入れた。中国は数千年間、独断専制の政体のもとにあるにもかかわらず、民間自治の伝統を有している。仮に文明諸国の地方自治の伝統を幅広く受入れ、各地方を自治団体として地元の実情に基づき法律を作成し、人民の要求に基づき政令を頒布することができるならば、中国は短時間でルソーが構想した国になるであろう⁽⁹⁾。

早期の梁啓超は自由主義の国家思想観を有していた。彼の国家像は以下のようなものである。第1、国家は公有的なものである。第2、国家は公理に基づく。第3、国家は共和的である⁽¹⁰⁾。

梁啓超の連邦思想の第2段階は1903年から1919年までである。1903年末渡米後、彼はルソー説を放棄して、立憲君主制説に転向した。米国から日本に戻ったとき、梁は『敬告我國民』、『論俄羅斯虛無黨』、『新大陸遊記』、『中国歴史上之革命』など一連の文章を公表し、保守的な考えを伝えた。

彼は中国の民度は余りにも低いので、「専制しか受けることができないし自由を享有できない」と考えるようになった⁽¹¹⁾。「政府圧力を突然撤廃したら」、国民は「完全な国家を組織」できるはずがない。彼は米国の共和制より君主立憲制のほうが弊害が少なく、運用は柔軟であると指摘したうえ、中国国民の民主主義に対する自覚欠如を考えると、共和制を導入するのは自殺と変わらないと断定した⁽¹²⁾。それ以後、梁啓超は「社会革命」に反対し、いわゆる「開明専制」という君主立憲制を主張し始めた⁽¹³⁾。

梁啓超の転向にはブルンチュリ (Bluntschili, Johann K.)⁽¹⁴⁾ 学説の影響も

(8) 同上。

(9) 梁前掲書110頁。

(10) 李喜所『梁啓超』170-178頁。

(11) 梁「新大陸遊記」『新民叢報』, 1904-2臨時増刊。

(12) 同上。

(13) 梁は「開明専制論」のなかで、中国は絶対、共和立憲制を実行してはならないと主張している。中国国民が共和政治の常識や発達、完備された政党を有していないという。『欽定室合集・文集之十七』(中華書局, 1941年6月) 64-67頁参照。更に君主立憲も実行できない。その理由は「人民の水準は不合格」、施政機構の未整備など。梁前掲書77-81頁。故に「開明専制」しか施行できない。

(14) ブルンチュリ (1808-1881), ドイツ国家学者で、チューリヒ, ミュンヘン, ハイデルベルクの各大学教授をつとめ、著書は『一般国法学 (Allgemeines Statatsrecht, 1852)』, 『現代国家学 (Lehre vom modernen Staat, 1875)』など。19世紀後半期の国家学の代表。梁啓超は日本語訳を通して中国語に翻訳した。

見られる。1899年、梁啓超は『清議報』でブルンチュリ学説の紹介を連載した⁽¹⁵⁾。彼は、ルソーの共和理論がヨーロッパですでに「陳腐な言葉になった」と考え、ルソーの学説が18世紀に成立し、フランス大革命に理論を提供した「19世紀の母」であったように、ブルンチュリ説が19世紀で創立し、立遅れている国家に立憲君主制の政体を作り上げる理論的基礎を打ち立て、「20世紀国家学説の母」であると述べていた⁽¹⁶⁾。ただし、ブルンチュリ学説の影響はすぐには彼の政治姿勢に影響を与えなかった。1903年渡米以降、梁啓超は米国の政治現実を考察し、米国の共和制度はとてもすぐ中国に導入できないと判断した。そのときから、梁はしばしばブルンチュリの学説を引用するようになった。

梁啓超はブルンチュリの国家学説を紹介した後、その印象を次のように述べた。「私は長年にわたって共和政体に夢中になっていたが、いま彼の論議を読み、思いがけず冷水を背中に浴びさせられたような気がする。一時方向性を見失った、行先が分からなくなった」⁽¹⁷⁾。その後、ブルンチュリの学説は梁の言動に影響を与え、梁啓超の早期連邦主義思想からの転向に対し、大きなきっかけになったといえる。

辛亥革命後、梁啓超は単一制主張を堅持していた。1913年、梁啓超は袁世凱政府に入閣し同政府は廃省改道⁽¹⁸⁾の施政方針を提起し、全国の軍政大権を袁世凱中央政府に帰属させようとした。袁世凱の中央集権独裁に対して、国民党の地方実力派及び一部の地方軍閥は、連邦制度の実行を求めたが、梁はそれに反対する立場に立っていた。彼は、「根本的に言えば、連邦国と単一国の組織基礎は絶対に互換できない。ある論者は中国が完全な共和制を確立するには、まず連邦制度を導入すべきだと主張しているが、私は、これは反論する気すら起らない。その理由は、連邦論者の主張が歴史事実の裏づけが得られないからである」と語り⁽¹⁹⁾、その論拠は依然としてブルンチュリ理論であった。

1919年以後、梁啓超の連邦主義思想は第3段階に入った。この年、梁啓超は再び分権主義の旗を掲げた。1919年、欧州視察時に、梁啓超、張君勱、蔣百里、張東蓀らは週刊誌『解放与改造』の出版を決定、梁啓超が編集長になっ

(15) 梁啓超「政治学大家伯倫知理（ブルンチュリ）之説」『飲氷室合集・文集之十三』。

(16) 同上83頁。

(17) 同上86頁。

(18) 張文範編『中国省制』（中国大百科出版社、1995年5月）7頁。

(19) 梁『飲氷室合集・文集之二十八』53頁。

た。梁が起草した「解放与改造発刊詞」は14条の提案を盛り込み、その第二条は連邦制導入を明記し、次のように述べた。中央と地方は分権し、連省自治を実行する。中央の権限は外国に対して国家統一の維持に限定すべきである。各省、市および県はそれぞれ「自主的に根本法を制定し、それを遵守し、国はそれを承認しなければならない」⁽²⁰⁾。

梁は全国の連省自治運動に深くかかわり、それを促進しようとしていた。1920年、梁は「致蹇季常」という書簡の中で、「国民による憲法制定に全力を尽くそうと考えている。これにより、国民の政治への関心を喚起し、一筋の光を見出せる」と書いた⁽²¹⁾。1920年8月、梁啓超は熊希齡⁽²²⁾の要求に応じて、「湖南省自治根本法」を起草し、それを湖南省の憲法制定の根拠とした。

1920年に入ってから、連省自治運動は活発化した。この年7月、湖南軍閥の譚延闓が「湘人治湘」という電報を公表し、11月に、更に連省自治を宣言した。1921年2月に、四川省軍閥劉湘は「川省完全自治」を宣言、同年4月に、貴州軍閥盧濤は「各省自治より始め、更に連省自治に移行する」と宣言した。同年5月、奉系軍閥張作霖は東北三省自治を公表した。続いて6月に、浙江省督軍盧永祥は各省が省憲法制定をもって、地方自治を実行し、省憲法をもとにして、連省政府を設立せよと主張した。そのほか、広東省の陳炯明と雲南省の顧品珍らも連省自治支持を表明した。

1921年夏、呉佩孚⁽²³⁾の北洋軍隊の湖南侵攻に直面にして、趙恒惕⁽²⁴⁾の湖南軍は窮地に陥った。同年8月12日に、蔣百里⁽²⁵⁾は湖南自治維持のため、梁の応援を求め、梁に湖南軍代表を依頼した。そのうえ上海において全国連省自治の気運を高めるよう奔走した⁽²⁶⁾。

(20) 孟祥才『梁啓超』(北京出版社, 1980年11月) 262頁参照。

(21) 梁「致蹇季常」, 中国社会科学院近代史研究所所蔵写本。孟前掲書267頁より引用。

(22) 熊希齡(1870-1937)。湖南省出身。清朝末期, 西洋学問の受入れ, 政治改革などを主張。袁世凱政府の財政総長。1920年頃, 連邦制導入を主張。

(23) 呉佩孚(1874-1939)。山東省出身, 軍人。1919年9月に河北, 山東, 河南三省巡閱副使, 1921年7月湖北湖南巡閱使就任。直系軍閥の代表。1922年北京政府掌握後, 「武力統一」主張。

(24) 趙恒惕(1880-1971)。湖南省出身。日本士官学校留学。1921年冬省憲法制定準備処設立, 「連省自治」主張の発表。

(25) 蔣百里(1882-1938)。浙江省出身。日本士官学校卒。1903年日本で革命雑誌『浙江潮』主宰。1922年湖南省憲法立法参与。

1921年8月に梁は「代趙恒惕發起連省會議宣言」を起草し、次のように述べた。「ここ十年、民衆が自治に基づく統一を求めているので、統一への道がますます遠ざかった」。「連省自治こそ今後時局解決の唯一の方法である」⁽²⁷⁾。梁はこの宣言の中で4つの主張を提起した。第一、各省は同時に憲法を制定すること。第二、武昌または南京で連省會議を開催すること。第三、今日までの全ての法律を廃止すべきこと。第四、南北両政府はともに非合法統治者であると宣言すること⁽²⁸⁾。

同時に梁は呉佩孚に停戦と、連省自治運動への参加を呼びかけた。1921年8月、梁は呉に手紙を出し、湖南軍と提携して国の安定統一を図るべきと表明した⁽²⁹⁾。梁は真剣に呉のために「連省會議宣言」を起草した。呉は一応梁の話を受け止めたが、すでに呉の武力統一の意思は固まっていたので、梁の意見を実行に移す気はなかった。

2 梁啓超の連邦主義に対する研究

上述したように、梁は一貫して連邦主義を主張していたわけではない。一時、連邦主義の導入に強く反対したものの、近代中国において最初に連邦制について系統的に研究した学者の一人である⁽³⁰⁾。中国における立憲政治のモデルを探求するため、梁啓超は長年にわたって西洋立憲政治を研究してきた。その過程で生じた連邦制について研究が多く残っている。彼の連邦主義論は2つの側面がある。一つは、彼の連邦制自体に対する研究である。もう一つは彼の連邦制と中国との関係についての考察である。彼の論文のなかで、この二つの側面は往々にして混在しているが、便宜的に、2つの考えに分けて分析したい。

(1) スイス、米国の連邦制に対する研究

1901年に、梁啓超はルソー紹介の文章において、スイス連邦制に対して賞賛

(26) 丁文江他編『梁啓超年譜長編』（上海人民出版社、1983年8月）981-982頁。

(27) 北京図書館所蔵『梁啓超遺稿』、董四礼前掲書454頁より引用。

(28) 同上。

(29) 「致吳子玉書」『飲氷室文集之三十六』71頁。

(30) 例えば「各国憲法異同論」（1899）、「盧梭（ルソー）学案」（1901）、「論立法権」（1902）、「中国国会制度私議」（1910）、「新中国建設問題」（1911）、「論中央地方権限及省議會之必要与其性質」（1911）、「憲法之三大精神」（1912）、「省制問題」（1912）など。以上梁啓超『飲氷室文集』収録。

した。彼はルソーの直接民主主義は小国こそできるという考えを紹介したうえ、更に次のように補足した。「故に真の民主主義政治を実行するのは、多数の小さな邦が連合しなければならない。（中略）多数の小さな邦を一つに結合すれば、その實力は外国からの侵略を十分に防ぐことができるし、国民の自由を十分に保障できる。従って連邦民主制は極めて優良なものである」。梁啓超はそのとき、「ルソーのこの主張は必ずや世界に普及するであろう」⁽³¹⁾と信じていた。

1903年、米国訪問後、梁啓超は依然連邦制が米国政治の一大特徴であり、「共和政体が長期的に継続できる所以でもある」という感想を残した⁽³²⁾。

（2）連邦制国家の国会立法権

1910年、梁啓超は『中国国会制度私議』のなかで、連邦制国家と単一制国家の国会立法権の異同について研究した⁽³³⁾。彼は米国憲法所定の連邦議会15項目の立法権を取り上げた後、次のように指摘した。「米国国会の立法権は極めて弱い。凡そ民法、商法のすべて、訴訟法のすべて、刑法行政法の大部分及び教育、警察、地方財政、経済などの諸法規は、米連邦国会に属していない」⁽³⁴⁾。更に彼はドイツ国会の立法権を紹介し、「ドイツ国会立法の権限は米国より甚だ大きい」⁽³⁵⁾と述べた。

梁啓超は列挙主義方法が連邦憲法の特徴であると指摘した。「列挙主義は、連邦国家でしか採用されない。その理由は、連邦国家は元来その構成員の各邦の合意によって連合し、成立したものだからである。最初邦があってその後連邦がある。各邦は古き国であり、連邦は新たに作った国である。憲法を制定し、新たに国を作る際、古い国は権利の一部を新しい国に引渡したのである。にもかかわらず、引渡したものはその権利の全てではないので、残余の権利は各邦が自ら留保した。故にその連邦憲法は列挙主義を普遍原則とせざるを得ない」⁽³⁶⁾。

(31) 前掲「盧梭（ルソー）学案」。

(32) 董方奎『梁啓超与立憲政治』（華中師範大学出版社、1991年7月）180頁より引用。

(33) 『梁啓超法学文集』（以下「文集」略す）（中国政法大学出版社、2000年1月）301頁。

(34) 「文集」302-303頁。

(35) 「文集」307頁。

(36) 同上。

(3) 連邦制の歴史起源

1902年、梁啓超はドイツ国家学者ブルンチュリの学説を紹介した。ブルンチュリのスイスや米国諸連邦国家の連邦制の起源についての研究を取り上げ、両国とも長年の自治伝統を有していると解説した⁽³⁷⁾。

1903年、梁啓超は米国に8カ月間滞在したが、渡米中、彼は米国の共和政治の起源と発展、及び現状などさまざまな角度から視察した。米国の共和政治の形成は、その自治伝統、文化及び経済の発達と密接な関係を有していると考え、これらの前提がないと、共和制が成立できない、という結論を下し

(37) 梁は米国、スイスの共和制、連邦制に関して次のように述べている。

「米国の共和政体は、英国の議会制度より来たものである、米国はまだ英国より独立する前、議会制度、自治制度はすでに慣れていた。移民たちは米州に行ったとき、英国貴族及び政府の力に頼れなかったので、助け合い（互済）と自主という二つの主義を、安心に生活する基礎とした。従って地方自治や共和政治は、実はここから来たものである。連合から連邦共和国に移行できたのは、その自身の歴史に由来したものである。更にスイス共和制を見たら、数百年来村落自治体から発展してきたものである。その都市政府の旧憲法は、やや貴族政治の性質を有しているが、どの都市政府も、行政小議会のほか、とり立法大会がある。どの村落の人民も直接政治参加権を有している。毎年集会を行い、多数決原則に基づき法律を制定し、高級役人を任命する。スイスは長期の自治習慣を有している。1815年より1848年までは連合であり、連合議会を有しているが、最高国家権力機構、統一の軍隊、統一の憲法を有していなかった。国家経済、政治の更なる集中と統一とともに、1848年に正式に連邦憲法を制定し、連邦共和国を建設した。ここから米国とスイスの連邦共和国の成立は、自然形成の歴史過程を有しているということがわかる。

ブルンチュリは国家有機体論者である。彼は米国とスイスの共和制を肯定しながら、これらの制度は簡単に移植できないと考えていた。ブルンチュリはフランスの例を取り上げた。フランス革命はルソーの学説を指導とし、1792年に米国に倣って新政府を樹立した。権力濫用の恐れを防ぐため、すべての権限を大統領ひとりに渡さずに、数名の行政委員に分散した。ただしナポレオン一世（1769-1821）が現れ、1848年共和制は再び創設され、米国のように大統領に切り替えた。しかしこの2回の実験はみな成功ではなかった。共和国成立後3年、ナポレオン三世（1808-1873）は自ら皇帝を称え、君主立憲制に変更した。なぜフランスは米国式の共和制を一時実行できなかったのか。それはフランスの歴史上共和政治の基礎、自治政治を有していないし、「すべて政府に頼っていることからきていた」。フランスの国民性からみれば、中央集権政治に慣れていた。「政治学大家伯倫知理（ブルンチュリ）之学説」、『文集』57-58頁。

た⁽³⁸⁾。

1911年頃、梁啓超は依然連邦制は理想的な国家組織形式であると述べていた。「我国の国土の広さからいっても、地方のすみずみまでの統治不可能という事情を考えると、連邦制を視野に入れ、その上に完全な中央政府をもって支配するならば、政府と人民との距離が近くなり、人民もより幸福になる。これは私の求めるものである」としたが、中国の国情は連邦制と相容れないこともあると指摘した。すなわち「連邦制の基礎を求めようとしても得られないのである。求めようとするのは高尚かつ理想であるが、理論で終わってしまう恐れがある。故に私は連邦制の主張を堅持するつもりはない」⁽³⁹⁾。

（4）連邦制は単一制への過渡形式

1910年前後、梁啓超は連邦制が単一制への過渡形式に過ぎないと断言し、否定した。彼の理論構成は次のようなものであった。「連邦国は単一国への過渡期に過ぎない。その最後は必ず単一制に帰結する。単一制ができないので一時的に連邦を作る。故に連邦というのは、多数の小国があり、その小国を連合して大国を作り上げる」⁽⁴⁰⁾。

梁啓超の連邦制に関する研究は、中国の実際問題を解決するために行われたものであるものが多い。彼は中国の国情に照らしながら、連邦制を研究していた。中国の自治伝統の欠如を指摘し、連邦制導入が中国の実際に合わない指摘したうえ、国会開設際、連邦制の要素を採用すべきだと主張していた。

多くの論文のなかで、梁啓超は、連邦国家の成立と自治伝統との間には、大きな関連性があると指摘した。前述したように、1902年、梁啓超はドイツ国家学者ブルンチュリの学説を紹介した。ブルンチュリは、国家は有機体であり、一国家は自国の歴史を無視して他国の政体及びその組織形態をそのまま導入することはできないと考えていた⁽⁴¹⁾。辛亥革命後、中国において、連邦制主張と反連邦制主張との間で論争があった⁽⁴²⁾。そのとき、梁啓超はブルンチュリ

（38） 董方奎『梁啓超与立憲政治』（華中師範大学出版社、1991年7月）180頁。

（39） 『文集』324頁。

（40） 同上。

（41） 梁前掲「政治学大家伯倫知理之学説」『文集』64頁。

（42） 両方の考えについて、梁啓超は「新中国建設問題」において次のように紹介した。

我国の大一統は、二千年を超えたが、現在のような単一国制と連邦国制との争いは未だに見られないし、あるはずがない。ただしここ一ヶ月、各省は相次

の理論に基づき連邦制論に反論した。国家が有機体であり、短期間で作り上げることはできない。国家の政治現象の変化は必ず歴史に基づかなければならないと主張した。彼はスイス、ドイツ及び米国など3つの連邦国家を取り上げた。特にドイツと米国について論じた。ドイツは君主連邦制の代表であり、米国は民主連邦制の代表である。ドイツ各邦は中世以来すでに存在し、最新の邦も200年の歴史を有している。特に米国の場合、各植民地は英国王からもらった charter を自分の憲法の根拠として、それぞれの国家を建設し、400余年を経た。その間英国より独立して共和制になったが、地方組織はそのまま生かされた。仮に中国はそれに倣う場合、まさに順調に実現できるであろうか。これ

いで独立を宣言し、深い見識を有している者は、連邦をもって統一を図ろうとしているが、その利害はどういうものか、その方法はどのようなものか、今日はよく研究せねばならぬ。

一、連邦論者の理由

- 1) 中国の国土は広大で、交通は不便であるため、一つの中央政府は十分完全に治められない。連邦制にすれば、施政は柔軟性がでる。
- 2) 各省の利害は異なっており、各省の間は当該各省の問題点をよく知っている。人民の二重の愛国心を生かし、発展が期待できる。
- 3) 各省が競争し合い、激励し合い、発展は更に加速する。
- 4) (辛亥革命後)全国はまだ政治の中心ができていないため、将来においても、各省の譲歩は困難である。連邦制を導入すれば、争いをなくせる。
- 5) 清朝政府の勢力はまだ残存しているため、一土地を占拠させ、連邦に加盟させるならば、戦争をなくせる。
- 6) 蒙古、新疆、西藏はめいめい邦として、連邦に自由加盟させるならば、分裂を免れる。

二、反連邦制論者の理由

- 1) 連邦憲法における権限、各邦より中央政府に賦与したものである。列举主義を採用したので、中央の権限範囲は限られ、強力な中央政府が成立できず、今日の流れに適していない恐れがある。
- 2) ここ数年、中国においては省界がいろいろな問題を引き起こしている。連邦制を採用すれば、人民の地方意識が助長され、国家統一の妨害となるであろう。
- 3) 中央と各邦に分けることによって、権限が分散され効率的な政治問題解決がしにくくなるであろう。
- 4) 歴史的基礎を有していないため、真の連邦制は成立できないであろう。
- 5) 現在省によっては、他の省から補助金を受けているが、連邦になったら、それが不可能になるであろう。

さらに、蒙古、新疆など地域は、連邦制対象外と思われる。

以上『文集』322-323頁。

は疑わざるを得ない」^{〔43〕}。

1903年訪米以後、梁啓超は、サンフランシスコの華僑住宅地が現地のその他の住民より衛生面や団体組織の面において明らかに立遅れていることに注目していた。彼は次のように述べている。「国内の大衆の文化水準、自治能力などは、サンフランシスコの華僑に遥かに及ばない」。「サンフランシスコがこのような現状であるならば、中国本土は、いかに水準に満たないか推測できるであろう」。彼は、今日の中国においては「少数の聡明な有能者の理想や道徳は欧米の上流社会に劣らない」。これら少数者が、「干涉主義をもって強国を建設するのはよいが、少数者の例をもって、数億人の中国全国国民の自由が得られるというならば、それは不可能である。自由とは、立憲とは、共和とは、多数者の政体の総称である。しかし中国の最多数の国民はこのような状態であるので、もしも多数統治の共和政体を採用するならば、自国を自殺させるに違いない」と述べた。彼の結論は、「今日の中国国民は、自由を享受できず、専制しか受けられない」と^{〔44〕}。梁啓超は「私は米国より帰り、ロシアの夢を見始めた」^{〔45〕}と述べ、その後「開明専制論」を提唱した。

辛亥革命後、連邦制主張が盛んに行われていたが、これに対して梁啓超は中国の歴史を回顧し、未だ連邦制の基礎を有していないと指摘した。彼は「中国は過去において封建制があったが、2000年以前の秦時代にすでに廃止され、その跡は微塵も残っていない。中国国民は私的権利を有し、自治の慣習も残っているが、欧米諸国のような完全自治機構を有していない、と分析した。従って当時の中国は連邦制へ変更する基礎を有していないとも述べている。一方、ドイツの各邦、米国の各州はその構造からみれば国と変わらない。しかし、中国が、全国の優秀の人材を集め新中国を建設しようとしても力不足であることは否めない。どこから余力を獲得し、邦を建設することができるのかと反問した^{〔46〕}。

(A) 単一制形成と地事情

梁啓超は、中国単一制形成の大きな問題として、地理というものが要因にあると考えていた。彼は次のように言っている。「中国は、自然の大一統国であ

〔43〕 『文集』323頁。

〔44〕 董方奎『梁啓超与立憲政治』（華中師範大学出版社、1991年7月）131頁。

〔45〕 『文集』65頁。

〔46〕 『文集』324頁。

る。人種は統一であり、文学は統一である。文化は統一であり、風俗は統一である。その根源は地勢にある」⁽⁴⁷⁾。彼は、「中国は多数の南北戦争と割拠がありながら、結局最後に統一に帰する。これは中国が自然の統一地理環境を有しているからである」と述べている。

こうして事情によって、連邦制の可能性は極めて低いが見られていた。梁は、仮に将来そのような可能性があるとしたら、西南（四川、貴州、雲南）と両広（広東、広西）は、邦として成立できる、と推測した⁽⁴⁸⁾。

(B) 地方代表の必要性

長い間、梁啓超は連邦制導入に反対していたが、連邦制国家の一部の制度を吸収する必要があると唱えていた。例えば1910年「中国議會制度私議」のなかで下記のように述べた。

「国土の広大な国家において、その中央政府と地方人民の関係は希薄である。普通の人民の視野は狭いので、往々にして地方の利害を重んじる」⁽⁴⁹⁾。故に彼は中国が将来国会を開設する際、「各省を代表する議員」を有すべきであると提案した。

その理由について彼は詳しく述べた。「このような大国では、中央政府と末端地方自治団体との距離は遠く離れている。もしも各国の通例に従い、この両者の間で、一級地方官庁を設置し、上と下の両方を連繋させらるれば、下級官庁の力の不足を心配する。（中略）故に我国は連邦制ではないが、一切の制度は、時には連邦制諸国の経験より学ばねばならぬ。中央と地方の連結と調和の方法について、注意を払わねばならぬ。それは歴史上、地理上、深い理由がある」。更に欧米諸国参議院の地方代表方法について考察し、米国の平均定額代表制（各省は同人数の参議院代表の選出）を取り入れるべきであると提言した⁽⁵⁰⁾。

3 梁啓超の連邦主義思想の深層

第1節に梁啓超の連邦主義に対する態度の変遷について考察したが、その過

(47) 「中国地理大勢論」『飲水室文集之十』77頁。

(48) 前掲書84頁。

(49) 『文集』205頁。

(50) 『文集』215頁。

程において梁啓超の連邦主義の3つのモデルが窺える。第一は「盧梭（ルソ一）学案」にもとづいたモデルである。第二は1912年モデル₍₅₁₎である。第三

- (51) 梁啓超は辛亥革命後、連邦制に強く反対したにもかかわらず、彼はやむを得ない場合、連邦制を導入することを視野に収めた。彼は「新中国建設問題」において、一つのモデルを描いたが、以下の内容である。

第一、各邦の首脳の選出。梁啓超は、理想論として各邦の人民によってめいめい選挙する方法であるが、手続や政争の回避のため、中央によって任命されるのが望ましい。

連邦諸国の邦の首脳について、3つの選方があると説明した。

一、世襲制。例えばドイツ。自由都市以外各邦はそうである。

二、現地人民の公選。例えば北米、スイス。

三、中央による任命。例えば英属カナダ連邦、豪州連邦。

梁は、上記の二は理想型であるが、実行に移すならば、弊害発生の恐れがある。中国の政治風土において、突然人民に直接首脳を選挙させるとしたら、予備知識のない場合、政治キャンペーンに流される。夢中になる場合、争奪動乱に巻き込まれる。公選で国民の真意を問うことは、空想にすぎない。

また全国レベルで見ると数年に一回一民主を選挙するには、甚だ困難と識者は判断したが、ましてや各邦がそれぞれで公選を行うことはなお困難であろう。国民は中央の首脳、中央両院議院、各邦の首脳、各邦議会議員などを選挙しなければならない。その他の各地方団体の公職はまだ計算に入っていない。毎年の労費は余りにも膨大である。

二は理想型であるが現実的ではない。そこで、三の方法、任命方式である。中国においては君主立憲を実行しなければ、この方法の採用は困難で、実現が不可能である。この場合、中央共和政府によって任命するほかはない。各邦の首脳は当該各邦の議会に責任を負わせる。しかし、そうすれば、中央政府の権限はあまりにも大きくなる。各邦の独立範囲は小さくなる。そして、名前は連邦といっても、現在の行省と変わらない。

第二、残余権限の帰属。梁啓超は米国の連邦憲法に規定された各州に帰属するという方式に賛成しなかった。彼は残余権限を中央政府に留保すべきだと考えていた（このような方法では単一制国家と変わらない）。

彼は、「連邦の統治権は、元来各小邦に有している。多数の小邦から大連邦にする場合、その権利の一部を中央に委譲する。委譲した権限を憲法正文に列挙する。例えばドイツ、米国である。もしも単一国である場合、中央より地方に賦与した権限について、地方自治法によってそれを規定する。憲法に記入しない。例えば英国、フランス、日本など諸国。連邦国と単一制国の間に位置するものもある。中央権限と地方権限をそれぞれ憲法に列挙する。例えばオーストリア。中国は以上の三者からどちらを導入すべきであろうか。今日各国競争の激しい世界において、もしも強力な中央政府がなければ、国家は存続の方法

は1922年連省自治モデル⁽⁵²⁾である。

梁啓超の連邦制に対する態度は政治情勢に伴い変化するが、その根底に不変

はない。以前、米国憲法を制定した当初、地方感情は強く、中央に対する規制は厳しかった。その後、南北戦争を惹起してしまう。米国の憲法はその歴史に基づくものであり、我国は学べないものである。連邦制を導入せざるをえない場合、その方法は米国式と反対でなければならない。各邦の権限に対して列挙していないものは、できるかぎり中央に留保すべきである。ただし、その結果、連邦でなくなるきらいがある」。

第三、連邦区域の確定。

仮に中国が連邦制を実行すれば、省を単位とすべきであろうか。これは省邦説である。梁啓超はこの説に同意しなかった。だからといって、省より小区分の道にすれば、全国を道に区分するには、その作業はもっと困難になる。

更に彼は次のような心配をした。「もしも連邦制を導入すれば、各邦政府は、果して円満に各邦を統治できるのか。各省を元に成立した新邦は、果して実力を有しているのか。万が一、大連邦のなかで小連邦が現れ、小連邦が更に分割される」。

第四、ドイツモデルは理想型。

梁は、次のように述べた「我国が求めているものは、まず強固な、統一の中央政府である。今日連邦制を採用するならば、ドイツモデルを導入してほしい。ドイツモデルを選択すれば、簡単である。しかし時勢は許さない。米国モデルを導入するならば、その理由はいかなるものであっても、強固な、統一という目標に対して、望ましくない。従って私は連邦制に対して毅然としないのはここにある。今日の中国は、連邦という段階を通して単一へ過渡する必要があるのか。これは全国の有識者の判断を仰ぐ。

第五、米国モデル採用の場合、以下の問題をまず解決すべきである。

一、米国中央政府モデルは、各邦共和国のうえで作られたものである。その連邦は、数百年の習慣を積み重ねたうえで作られたものである。中国は短期間で米国のような強固な連邦を建設できるのか。

二、米国の政権の権限の大部分は、連邦の各州にある。中央に委譲した権限は一部分に過ぎない。中国はそれを倣い、今日の時流に適應できるのか。

三、米国は絶対の三権分立を実行しているが、中央立法権に対して、行政府は口を出せない。これは完全な制度といえるのか。中国がそれを導入することによって、国家の富強に役に立つのか。

四、米国は新教信者によって作られ、2大政党制習慣を形成したので、政争の秩序は人民の間に浸透している。中国人民は米国のような政争秩序を守れるのか。

五、米国成立最初、13州、300万の人民しか有していなかったが、その選挙制度はすでに完備された。中国は、米国のような制度を成立できるのか。

の主題が見られる。それは個人の独立と地方自治への追求である。これこそ梁啓超が追求している永久の主題である。

一 個人の独立への追求

清朝末期において、梁啓超は一時期を除き、基本的に君主立憲の主張を貫いている。1899年12月より1903年4月にかけて、梁啓超は武力革命を鼓吹し、共和政体樹立を呼びかけ、特に1902年には、梁の破壊的主張は高潮になった⁽⁵³⁾。それには幾つかの理由がある。第一、隸倖維新の失敗。第二、日本へ逃亡以後、明治維新後の変化を目撃したこと、また、ルソー学説の影響を受けたこと。第三、1900年自立軍蜂起失敗⁽⁵⁴⁾。第四、「辛丑条約」⁽⁵⁵⁾による民族危機の拡大。1903年に梁啓超は8カ月ほど訪米し、米国の共和政治を視察した後、再び君主立憲の立場に戻った。その後、梁は連邦制の主張も同時に放棄した。

この時期、梁は、中国国民の自治訓練と慣習の欠如、政治能力の不足などでは共和制を導入できないと考えていた。彼は清朝末期の中国人の政治思想と政治能力を比較し、その両者がアンバランスである、つまり、思想は過激だが、能力は不足だと指摘した。これは「中国前途にとって最も憂慮すべきことである。今日救国について語るならば、何よりもまず国民の政治能力を養成することを急務とすべきである」⁽⁵⁶⁾と呼びかけていた。

日本亡命後、梁啓超は『新民叢報』⁽⁵⁷⁾を創設した。梁は「我国を維新するならば、まず我が民を維新すべきである。中国の不振のゆえんは公德の欠乏、知恵の未開にある」⁽⁵⁸⁾と指摘した。新民の創造、国民の意識を促進させるため、

(52) 劉迪「湖南省憲法運動を論ず」早稲田大学比較法研究所『比較法学』第34巻第1号（2000年7月1日）参照。梁の湖南憲法草案モデルに関して別論文にて論じたい。

(53) 「十種徳性相反相成議」5節において、梁は、破壊が美德の一つであると言っている。『飲氷室文集之五』50頁。

(54) 1900年、康有為と梁啓超らは自立軍蜂起を支援したが、失敗した。幹部多数処決。このため、梁啓超は大変怒りを覚えている。

(55) 1901年9月7日に、列強11カ国は清政府に締結させられた不平等条約である。

(56) 「論政治能力・新民説」『飲氷室文集專集之三』157-159頁。

(57) 梁啓超は横浜で創刊した維新思想を鼓吹する半月誌である。1902年2月8日創刊、1907年11月20日停刊。合計96号出版。劉家林編『中国新聞通史（上）』（武漢大学出版社、1995年12月）149頁。

梁は創刊号から「新民説」という総題で、29号連続で新民説を書いていた。

「新国」建設の基礎は新民である。これは梁啓超の国家学説の出発点である。梁は、『新民説』のなかで中国国民が備えるべき資質を並べた。それは国家思想、自由思想、公德、自尊、合群、自治、尚武、進歩、毅力などである。彼は、中国国民は欧米並みの国民素質を養成して始めて自由、平等など諸権利を享受できるし、「新国」基礎の確立が可能である、と考えていた。梁によれば、制度と国民とは相関関係にある。制度というものは国民の資質に見合った産物である。彼は「新しい民がいれば、新しい政府は必ずできる」と述べた⁽⁵⁹⁾。

米国の民主共和制が実行できるのは、数百年以来、米国人民が培った自治素養に基づくものであり、人民の議院政治能力に基づくものである、と梁は見ていた⁽⁶⁰⁾。

二 地方自治への追求

梁啓超の政治主張はよく変わるが、彼の地方自治の思想は一貫している。1897年に、梁啓超は長沙時務学堂で教鞭をとっていた。このとき、彼は、「地方の各公事は地方に自己処理させるべきであり、政府は干渉しないことは最善の方法である」⁽⁶¹⁾と提言した。1898年初頭、梁は黄遵憲⁽⁶²⁾と一緒に南学会を創設した。その後、梁は、南学会は「名前は学会であるが、実は地方議会の機能を有している」、その機能は人民に「政治のプロセスを習わせ、自治を現実する」⁽⁶³⁾と打ち明けた。

その後、『新民学説・論自治』のなかで、梁は「一身の自治の求め」と「一群の自治の求め」が必要であると述べた。彼は「国の憲法をもって国民が自治する。州郡郷市の議会をもって地方が自治する。凡そ完全な政体で、自治によらないものはまずない。一人は自分自身を自治する。数人または十数人はその家を自治する。数百数千人はその郷その市を自治する。数万ないし数十万、数

(58) 「新民叢報」第1号「本報告白」湯志鈞編『章太炎年譜長編（上）』（中華書局、1979年10月）128頁。

(59) 「論新民為中国第一急務・新民説」『飲水室文集・專集』第3冊2頁。

(60) 「申論種族革命与政治革命之得失」『飲水室文集・專集』第7冊48頁。

(61) 李興華編『梁啓超選集』（上海人民出版社、1984年8月）63頁。

(62) 1848-1905。広東嘉應出身。近代中国改良派の代表人物、政治活動家。1877年駐日本参事官、1882年駐米総領事。代表著書『日本国志』。梁が湖南時務学堂を主宰した際、黄は梁を支持した。

(63) 梁啓超「戊戌変法記」『梁啓超選集』137頁。

百万ないし数億の人はその国を自治する。その自治の範囲の広さは異なっているが、その精神はひとつである。それが法律である」⁽⁶⁴⁾。

辛亥革命後、中国は分裂の危機に直面した。梁は分権の連邦制に反対し、分権の地方自治を熱心に推進していた。彼は中央と地方の権限の区分、地方政権機構の設立に対し、積極的な態度を示した。なお省、県、鎮、郷など各級政権の地方自治を実施し、地方の政治、経済及び社会の自由発展を促した。

梁啓超は地方自治を大衆政治参加の実験室と喻え、「憲政の基礎」であると指摘した。彼は地方議会を地方自治の主要な機構とし、三権分立のモデルに倣って地方機構を創設し、地方官吏の選挙を通して、地方の活力を促進すると考えていた⁽⁶⁵⁾。

民国初年、梁啓超は一度入閣したことがある。その際、彼が起草した「政府大政方針宣言書」においては、県、郷鎮という2級地方機構の自治を政府の方針とした⁽⁶⁶⁾。

護国運動期間中、自身の袁世凱集権擁護を反省したうえ、護国軍⁽⁶⁷⁾の四大方針の一つとして、中央と地方権限の確定、各省民衆能力の自由発展を図るための政治方針を提出した。さらに「国民浅訓」のなかで、彼は自治団体の多級性を論じ、省、県、郷鎮のいずれも自治団体になれる⁽⁶⁸⁾と指摘した。

結 び

梁啓超の言論は生涯を通して矛盾に満ちているし、連邦主義観もさまざまに移り変わっている。連邦制モデルを考察する場合、多くのあいまいな要素が窺える。ただし、その深層における個人の自由独立及び地方自治への追求意志は確かなもので、不変なものであると指摘することができる。

清朝末期から民国初期にかけて、中国は激動の時代であった。民主主義憲政理想と独裁専制の現実と衝突する際、梁は多くの場合やむを得ず「現実」に譲

(64) 「新民説・論自治」『飲氷室專集』（上海中華書局、1941年6月）第4冊53-54頁。

(65) 「政聞社宣言書」『飲氷室文集之七』25-27頁。

(66) 「政府大政方針宣言書」『飲氷室文集之二十九』120頁。

(67) 1915年12月、袁世凱は帝政を回復し自ら皇帝に就任したいということに対して、蔡鍔、唐繼堯らは雲南で反袁挙兵を宣言し、護国軍を組織した。1916年6月袁世凱死去。護国軍は撤廃。

(68) 「国民浅訓」『飲氷室文集之三十二』7-10頁。

歩した。例えば、彼は閣僚になった際、地方自治を含めた民主共和の方針を策定したが、中央集権または国権主義をそれ以上に強調した。彼は中央と地方の権限を確定することによって、各省民衆の自由な発展を導こうとした。しかし、彼は、まずは集権、後は分権というプロセスに力を入れた。彼は独裁の権力者の協力を通して、次第に中国政治を憲政軌道に乗せるようにした。

梁啓超は個人の独立自由と近代国民国家建設という2大目標を抱えていた。連邦制の導入というものが、この二大目標を達成させることが可能な場合もある。しかしまた、近代国民国家建設という目標とは矛盾する場合もある。こういう場合、連邦制の導入は放棄せざるを得ない。これは梁啓超が直面していた選択だけでなく、近代中国知識人も同じ考えであり、彼らからすれば、近代国民国家建設が最も優先的選択であり、これを保障しない限り、個人の独立と自由は達成できるはずがない、と考えた。

ここから近代中国連邦主義失敗の理由が窺える。つまり中国知識人は連邦主義を選択する際、二つの前提を必要としたのである。一つは、連邦主義は独裁政府に反対する手段としての価値を有していること、一つは、統一を図る手段として価値を有していること、である。それ以外のとき、彼らは連邦主義を押し進めることに躊躇をせざるを得なかったのである。